

件名

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>6 日本銀行に対する預け金の額は、例外的なマクロ経済環境 その他の事情を勘案して別に定めるところにより、前条第一 号に掲げる額に算入しないものとする。</p>
	<p>6 第二条第一項ただし書に規定する金融庁長官が別に定める 比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を前条 第一号に掲げる額に算入しないものとする。</p>

▲ 「〇・五を乗じて得た比率」 $\times 100$ が「〇・五を乗じて得た比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率」 $\times 100$ 。